

議案第8号

入間市介護保険条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年1月27日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の保険料率を定めたいので、この案を提出するものである。

## 入間市介護保険条例の一部を改正する条例

入間市介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第6号ア中「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加える。

附則に次の一条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「令第22条の2第2項」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、令第22条の2第2項」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

### 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の入間市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。